



Woman's リアルVOICEテラス

ロゴマーク ガイドライン
北九州市

第1章 総則

1 目的

本ガイドラインは、「Woman'sリアルVOICEテラス」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

ロゴマークを使用する際は、そのイメージ及びブランド価値を損なうことのないよう、定められた方法により使用するものとする。

2 管理主体

本ロゴは政策局WomanWill推進室が管理・運営する。

ロゴに関するデータ提供、運用ルールの改定は、同室が所管する。

第2章 使用範囲

1 使用できる者

ロゴマークを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) Woman' sリアルVOICEテラスの登録を受けた者
- (2) 北九州市が認めた団体、事業者等
- (3) その他、市が適当と認める者

2 使用できる媒体

ロゴマークは、次のような媒体に使用することができる。

チラシ・パンフレット

ポスター

Webサイト・SNS

名刺・カード

イベント案内

店舗・活動場所での掲示

その他、趣旨に沿った広報物

3 使用上の留意事項

ロゴマークを使用する場合は、ロゴマーク自体のイメージを損なわない範囲で使用するものとする。

第3章 デザイン規定

1 基本形

原則として、提供されたロゴマークのデータをそのまま使用する。

2 変形等の禁止

ロゴマークについて、次のような変更をしてはならない。

縦横比を変える

回転させる

一部を切り取る

要素を追加する

要素を削除する

色を変更する

文字の書体・形状を変更する

イラストの形状を変更する



第4章 禁止事項

次のような使用は禁止する。

1 禁止される使用

- (1) ロゴマークの形状、比率、色等を変更すること
- (2) ロゴマークを著しく見えにくくすること
- (3) ロゴマークを他のロゴ、マーク等と一体化して使用すること
- (4) ロゴマークを商品、サービス等の品質を保証又は推奨するものと誤認させる使用
- (5) Woman' s リアル VOICE テラスの趣旨に反する目的で使用する
- (6) 公序良俗に反する目的で使用する
- (7) その他、市が不適切と認める使用

第5章 その他

1 使用の中止等

市は、ロゴマークの使用方法が本ガイドラインに適合しないと認める場合、使用者に対し、使用方法の変更又は使用の中止を求めることができる。